

運輸安全マネジメント

(貨物自動車運送事業法第24条3項で定める輸送の安全に関する情報)

2025年7月1日

ヤマト運輸(株)

項目		詳細																		
1	輸送の安全に関する基本的な方針	1. 「安全第一、営業第二」の理念の具現化																		
2	輸送の安全に関する目標及びその達成状況	項目	2024年度実績	2025年度目標																
		重大交通事故件数	3件	0件																
3	自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計	2024年度自動車事故報告書提出実績 27件																		
事故区別件数																				
<table><tbody><tr><td>転覆・転落</td><td>5件</td></tr><tr><td>路外逸脱</td><td>1件</td></tr><tr><td>踏切</td><td>1件</td></tr><tr><td>火災</td><td>2件</td></tr><tr><td>衝突</td><td>9件</td></tr><tr><td>死傷</td><td>4件</td></tr><tr><td>健康起因</td><td>4件</td></tr><tr><td>車両故障</td><td>1件</td></tr></tbody></table>					転覆・転落	5件	路外逸脱	1件	踏切	1件	火災	2件	衝突	9件	死傷	4件	健康起因	4件	車両故障	1件
転覆・転落	5件																			
路外逸脱	1件																			
踏切	1件																			
火災	2件																			
衝突	9件																			
死傷	4件																			
健康起因	4件																			
車両故障	1件																			
4	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理規程の安全管理組織図にて定めております。																		
5	輸送の安全に関する重点施策・取組み事項・重点施策実施状況	<p>I. 2024年度重点施策実績</p> <p>(1) 安全を確保するための施策</p> <p>[1] 安全管理に関する各組織の役割・手法を確立し、安全・安心に働くことのできる職場環境の整備を実施いたしました。</p> <p>[2] 客観的な基準に基づく適切なタイミングでの安全指導を通じて、一人ひとりがプロフェッショナルとして安全を遵守できるよう人材の育成を実施いたしました。</p> <p>[3] 安全意識向上を目的とした運動および取組を実施いたしました。</p> <p>II. 2024年度その他取組み事項</p> <p>(1) 永年無事故運転者表彰にて、2023年度に目標を達成した 11,766名を表彰いたしました。</p> <p>(2) 安全優良店表彰にて、2023年度に目標を達成した 2,279店所を表彰いたしました。</p> <p>III. 2025年度重点施策</p> <p>(1) 安全を確保するための施策</p> <p>[1] 社員が安心・安全に働くことのできる環境を構築いたします。</p> <p>[2] 一人ひとりがプロフェッショナルとして活躍するための知識・技術教育を実施いたします。</p> <p>[3] 安全意識向上を目的とした運動および取組を実施いたします。</p>																		

(2) 重点取組事項

- [1] 安全管理業務を支援するツールや仕組みの活用を通じて、運行・整備管理者や安全・衛生管理者が社員と向き合うことのできる環境を整え、安全管理の質を向上させる。
- [2] 安全衛生管理に関する各組織の役割・手法を確立し、自主的な職場点検および改善活動を継続することで、安全衛生水準を向上させる。
- [3] 安全装置や安全機材を導入・検証し、局所的なリスク排除を行う。
- [4] 法令および社内規程に基づき、管理者・指導者に安全教育を実施することで、各事業所での交通安全および安全衛生に関する管理能力・指導能力の向上を図る。
- [5] 客観的な基準に基づく適切なタイミングでの指導を通じて、プロフェッショナルとして活躍できるよう、一人ひとりの成長を促す。
- [6] パートナーと安全に関するコミュニケーションを深め、取り組み状況や必要な情報を相互に確認することで、法令を遵守した安全を確保する。
- [7] 「交通事故ゼロ運動」、「労働災害ゼロ運動」、「全国安全大会」といった全社運動を実施し、安全意識向上を図る。
- [8] 「こども交通安全教室」をはじめとした各地域での企業市民活動の実施や、安全性優良事業所「Gマーク」の取得を通じて、地域社会の一員として安心・安全に貢献する。
- [9] 乗務員の健康管理および暑熱対策に注力し、健康診断の結果や当日の体調を考慮できる仕組みづくりを進め、安全な運行を確保する。

6 輸送の安全に関する全社共通の計画と実績

I. 2024 年度全社共通運動の実績

1. 4月6日～15日の間、「春の交通事故ゼロ運動」を実施し、期間中の事故ゼロを継続して達成している主管支店を表彰いたしました。
【運動重点】プロ意識の高い運転で、交差点での見落としを防止しよう
2. 9月21日～30日の間、「秋の交通事故ゼロ運動」を実施し、期間中の事故ゼロを継続して達成している主管支店を表彰いたしました。
【運動重点】プロ意識の高い運転で、交差点の危険を予測し安全行動を徹底する
3. 12月1日～7日および24日～30日を「重大事故警戒期間」と定め、重大事故防止に向けた特段の情報発信・注意喚起を実施いたしました。

II. 2025 年度全社共通運動計画

1. 4月 交通事故防止を目的とした「春の交通事故ゼロ運動」を実施いたします。
2. 9月 交通事故防止を目的とした「秋の交通事故ゼロ運動」を実施いたします。
3. 12月 年末年始繁忙期計画で、交通事故、労働災害防止を目的とした取組みを実施いたします。

7 輸送の安全に関する予算・実績額

I. 2024 年度実績 3,429 百万円

主な取組み

- 1 車載システム運用・開発費
- 2 永年無事故運転者表彰、無事故達成者への褒賞
- 3 スマート点呼運用費
- 4 運転適性診断受診料
- 5 安全大会
- 6 安全指導者スキル検定および各種研修

など

II. 2025 年度予算計画 4,351 百万円

主な予定

- 1 車載システム運用・開発費
- 2 永年無事故運転者表彰、無事故達成者への褒賞
- 3 スマート点呼運用費
- 4 システム開発費
- 5 運転適性診断受診料
- 6 安全大会
- 7 安全指導者スキル検定および各種研修

など

8	事故・災害等に関する報告連絡体制	安全管理規程により、報告連絡体制を構築しております。
---	------------------	----------------------------

9	安全管理規程・安全統括管理者	I. 安全管理規程 II. 安全統括管理者 執行役員 梅屋 智紀 2024 年 5 月 1 日付任命
---	----------------	--

10	輸送の安全に関する教育及び研修の計画・実績	<p>I. 2024 年度研修実績</p> <ol style="list-style-type: none">1. 運転者の研修<ol style="list-style-type: none">(1) 入社時初任運転者研修を1,478名に実施し、乗務員選任を行いました。(2) 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導および監督の指針に基づく教育を実施いたしました。(3) 添乗指導を運転者 33,564名に実施いたしました。(4) ドライブレコーダー映像による指導を運転者 56,331名に実施いたしました。(5) 3年に1回の運転適性診断(一般)を 24,351名が受診いたしました。2. 管理者の研修<ol style="list-style-type: none">(1) 指導者のための安全研修を実施いたしました<ul style="list-style-type: none">・安全マネジメント研修・地域統括安全・コンプライアンス担当マネージャー研修・業務役職者向け法令・社内ルール確認のイーラーニング(2) 運行管理者(補助者)、整備管理者(補助者)の任命前教育を実施いたしました。(3) 運行管理者(補助者)、整備管理者(補助者)への定期教育を実施いたしました。(4) 安全(指導者スキル検定 STEP1-4)指導者のための安全研修を実施いたしました。 <p>II. 2025 年度研修計画</p> <ol style="list-style-type: none">1. 運転者の研修<ol style="list-style-type: none">(1) 入社時初任運転者研修の均質化・内容の向上及び実施します。(2) 運転者のレベルに応じた頻度・内容の随時教育を実施します。(3) 3年に1回、運転適性診断を受診します。2. 管理者の研修<ol style="list-style-type: none">(1) 指導者のための安全研修を実施します。(2) 運行管理者(補助者)、整備管理者(補助者)の任命前教育を実施します。(3) 運行管理者(補助者)、整備管理者(補助者)への年2回の定期教育を実施します。(4) 安全指導者スキル検定を年に2回実施します。
----	-----------------------	--

11 輸送の安全に係る内部監査結果 並びにそれを踏まえた措置内容	<p>I. 2024 年度監査実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業所に対し、運行管理面も含めた内部監査を年 1 回以上実施いたしました。 緊急内部監査については、対象となる事案の発生が無かつたため実施しておりません。 <p>II. 2025 年度監査計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部監査人により 1 年に 1 回内部監査を実施します。 安全統括管理者が輸送の安全の確保に係る監査を指示した時は、1 週間以内に緊急内部監査を実施します。
12 輸送の安全に係る情報の公表	<ol style="list-style-type: none"> 2024 年 9 月 貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項に関する違反により、輸送施設の使用停止(60 日車)及び文書警告を受けました。 講じた措置：法令違反となる事項を改めて再認識させるための研修を行い、法令を遵守した管理業務について徹底させました。 2024 年 11 月 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項に基づき、文書警告を受けました。 2024 年 12 月 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項に基づき、文書警告を受けました。 <p>上記処分を厳粛に受け止め、運行管理・整備管理の徹底を図り、輸送の安全性の向上に努めてまいります。</p>